

「特定多国籍企業グループ等報告事項等の記載要領」の改訂について

2025(令和7)年1月にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」において承認された GloBE Information Return (GIR) の説明ガイダンス (Annex A2. Explanatory guidance) について、注釈の文言の修正を含む軽微な修正を加えたものが、2026(令和8)年1月に OECD の Web サイトにおいて公表されました。これに伴い、「特定多国籍企業グループ等報告事項等の記載要領」の「Ⅲ 第2 各欄の記載方法」について、次の改訂を行いました。

(改訂の内容)

- 1 所有持分を有する構成員又は持分保有者に対して複数の税率が適用される場合に 3.2.4.1.d.3 欄に記載することができる最も低い税率について、15%以上(改訂前:15%超)のものを記載することができることとしました。
- 2 3.2.4.3.6.j.4、3.2.4.3.6.k.1、3.2.4.3.6.k.2及び3.2.4.3.6.k.3について、説明ガイダンス上の注の番号の変更に伴い、それぞれ 3.2.4.3.j.4、3.2.4.3.k.1、3.2.4.3.k.2 及び 3.2.4.3.k.3 としました。

なお、説明ガイダンスの修正には、上記の「改訂の内容」の他にも、参照すべき欄番号の誤りや注の番号に関する修正が行われていますが、これらの修正については、改訂前の「特定多国籍企業グループ等報告事項等の記載要領」上で既に修正後の欄番号を参照している等の理由により、改訂を行っていません。

おって、令和6年4月1日以後に開始する対象会計年度分の特定多国籍企業グループ等報告事項等については、改訂後の「特定多国籍企業グループ等報告事項等の記載要領」によってください。